全建事発第 068 号 令和 7 年 9 月 17 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 今 井 雅 則 [公 印 省 略]

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図って きたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和7年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、 国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」 という。)を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととなりました。

これを受けて、国土交通省より本会に対し、推進期間中における取引の適正化に関する積極的な取組を行うとともに、国土交通省及び都道府県が行う各種取組に対する協力について、別添のとおり要請がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本取組にご協力いただくとともに、貴会 会員企業の皆様に対し、推進期間の実施について周知賜りますよう、よろしくお願い 申し上げます。

以上

(担当) 事業部 事業企画課 三 浦

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail: jigyo@zenken-net.or.jp

# 建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長 (公印省略)

# 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和7年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、推進期間中における取引の適正 化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各 種取組に関しご協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く推進期間の実施について周知方よろしくお願いいたします。

# 令和7年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について 指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対 等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会(以下「講習会等」という。)などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

#### 1. 期間

令和7年10月1日~12月31日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

## 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

## 4. 主な取組

(1)建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う 重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)、都道府県 及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

#### (2)講習会等

#### ① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法(以下、「改正法」という。)が公布されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者(軽微な建設工事のみを請け負う者)についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、「建設企業のための適正取引ハンドブック」の説明動画を、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

#### ② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報 収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のト ラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談 ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ 周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を 活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人 建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」(令和6年3月27日最終改訂)及び令和6年4月より 適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負 代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設 業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

#### (3)建設 Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

① 期間内は、地方整備局の建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設 Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反 が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を 機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口の周知も併せて行う。

- ② 建設 G メンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り 状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査 し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行 うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中期間」と 位置づけ、とりわけ重点的に行う。
- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、 それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定してい る建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者 の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道 府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

北海道開発局長 各地方整備局長 沖縄総合事務局長 殿

> 国土交通省不動産・建設経済局長 (公印省略)

# 「建設業取引適正化推進期間」の実施について

令和7年度における「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)の実施要領について、別紙のとおり定めたので通知する。

各地方整備局等においては、令和7年度実施要領に基づき、管内都道府県と 連携し、推進期間における事業に取り組むようお願いする。

なお、推進期間の実施等について、各都道府県知事あて、各建設業者団体の長あてに通知したので申し添える。

# 令和7年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について 指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対 等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会(以下「講習会等」という。)などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

#### 1. 期間

令和7年10月1日~12月31日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

## 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

## 4. 主な取組

(1)建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う 重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)、都道府県 及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

#### (2)講習会等

#### ① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法(以下、「改正法」という。)が公布されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者(軽微な建設工事のみを請け負う者)についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、「建設企業のための適正取引ハンドブック」の説明動画を、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

#### ② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報 収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のト ラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談 ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ 周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を 活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人 建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」(令和6年3月27日最終改訂)及び令和6年4月より 適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負 代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設 業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

#### (3)建設 Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

① 期間内は、地方整備局の建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設 Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反 が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を 機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口の周知も併せて行う。

- ② 建設 G メンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り 状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査 し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行 うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中期間」と 位置づけ、とりわけ重点的に行う。
- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、 それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定してい る建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者 の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道 府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

各都道府県知事 殿

国土交通省不動産・建設経済局長 (公印省略)

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

今般、令和7年度における「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)の実施要領について、別紙のとおり定めたので通知いたします。

貴都道府県におかれては、推進期間において、令和7年度実施要領に基づき、 国土交通省地方整備局(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖 縄総合事務局)と連携し、事業に取り組むようお願いいたします。

# 令和7年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について 指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対 等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」(以下「推進期間」という。)として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会(以下「講習会等」という。)などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

#### 1. 期間

令和7年10月1日~12月31日

#### 2. 主催

国土交通省及び都道府県

## 3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

## 4. 主な取組

(1)建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う 重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)、都道府県 及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

#### (2)講習会等

#### ① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法(以下、「改正法」という。)が公布されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者(軽微な建設工事のみを請け負う者)についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、「建設企業のための適正取引ハンドブック」の説明動画を、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

#### ② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報 収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のト ラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談 ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ 周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を 活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人 建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」(令和6年3月27日最終改訂)及び令和6年4月より 適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負 代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設 業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

#### (3)建設 Gメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

① 期間内は、地方整備局の建設Gメンによる調査を重点的に実施するほか、建設 Gメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反 が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を 機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口の周知も併せて行う。

- ② 建設 G メンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り 状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査 し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行 うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中期間」と 位置づけ、とりわけ重点的に行う。
- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

## (4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。